（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の申請手続） **第三条**　養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。 一～九　（略） 十　厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名 十一　（略） ２・３　（略） （変更の承認及び届出） **第四条**　（略） ２　指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があったときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。 （精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準） **第五条**　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ～ニ　（略） ホ　別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク演習（以下「ソーシャルワーク演習」という。）、別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク演習（専門）（以下「ソーシャルワーク演習（専門）」という。）及び別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習指導（以下「ソーシャルワーク実習指導」という。）を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。 ヘ　別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。 (1)　（略） (2)　別表第一又は別表第三に規定する精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論又はソーシャルワーク演習（専門）を教授できる者 (3)　ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者	（指定の申請手続） **第三条**　養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。 一～九　（略） 十　厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の名称、位置、設置者の氏名（法人にあっては、名称）、設置年月日及び入所定員並びに当該施設における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名又は実習を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称及び当該市町村における実習指導者の氏名 十一　（略） ２・３　（略） （変更の承認及び届出） **第四条**　（略） ２　指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があったときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。 （精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準） **第五条**　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ～ニ　（略） ホ　精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。 ヘ　別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。 (1)　（略） (2)　精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム又は精神保健福祉援助演習（専門）を教授できる者 (3)　精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授できる者